

消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて 新旧対照表

改正後	現行
<p><第1条（目的）関係> 1～2 （略） 3 組合の定款 （1）～（4）（略） （5）法第26条第2項の規定により、行政庁（地域又は職域が<u>地方厚生局の管轄区域を越える組合については</u>厚生労働大臣、その他の組合については<u>主たる事務所の所在地を管轄する</u>都道府県知事（法第97条）。以下同じ。）は、模範定款例を定めることができるとされており、本模範定款例はこの規定に基づいて定められたものである。 （6）（略） 4～7 （略）</p>	<p><第1条（目的）関係> 1～2 （略） 3 組合の定款 （1）～（4）（略） （5）法第26条第2項の規定により、行政庁（地域又は職域が都道府県の区域を越える組合については厚生労働大臣、その他の組合については都道府県知事（法第97条）。以下同じ。）は、模範定款例を定めることができるとされており、本模範定款例はこの規定に基づいて定められたものである。 （6）（略） 4～7 （略）</p>
<p><第21条（役員選挙）関係> 1～9（略） 10 （注）<u>4</u>により、「負債総額200億円以下の組合においては、本規定を設けなくてもよい。」こととされているが、負債総額200億円以下の組合についても、「生協に対する外部監視機能の強化」の観点から、第3項を設け、員外監事を設置することが望ましいものである。</p>	<p><第21条（役員選挙）関係> 1～9（略） 10 （注）<u>5</u>により、「負債総額200億円以下の組合においては、本規定を設けなくてもよい。」こととされているが、負債総額200億円以下の組合についても、「生協に対する外部監視機能の強化」の観点から、第3項を設け、員外監事を設置することが望ましいものである。</p>
<p><第〇〇条（他の経理への資金運用の禁止）関係> 1～2 （略） 3 <u>地域又は職域が厚生労働大臣の管轄区域外の組合にあっては、「厚生労働大臣」を「都道府県知事」とする。</u></p>	<p><第〇〇条（他の経理への資金運用の禁止）関係> 1～2 （略） 3 1 地方厚生局の管轄区域内の組合にあっては、「厚生労働大臣」を「地方厚生局長」とする。</p>